

番号	内容	関係条項
27	都市計画法第 32 条に基づく公共施設管理者との事前協議について	法第 32 条

都市計画法第 32 条では、開発行為の円滑な施行、公共施設の管理の適正性等を確保するため、開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、公共施設の管理者の同意を得る等の手続をとるべき旨を定めています。

1 公共施設の管理者の同意（第 1 項）

開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある既設の公共施設の管理者と協議し、その同意を得る必要があります。

（1）開発行為に関係がある公共施設

開発区域内にある既存の公共施設のほか、開発区域外にあって、開発区域に接続することとなる道路や、開発行為の実施に伴って変更又は廃止されることとなる公共施設を含みます。

（2）同意の相手方

同意を求める相手方（公共施設の管理者）とは、たとえば次のような者をいいます。

- ① 法定外公共用財産（認定外道路、普通河川、ため池等）の変更廃止は、市町村長
- ② 市町村道、県道又は国道の変更廃止等（道路工事許可）は、それぞれの道路管理者
- ③ 排水の放流については、放流先の河川、用排水路の管理者
- ④ 用排水路の付替え、拡幅、護岸工事等については、それぞれの用排水路の管理者

2 新たな公共施設を管理することとなる者等との協議（第 2 項）

開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される新たな公共施設を管理することとなる者等と協議する必要があります。

（1）開発行為に関する工事

開発行為に加えて「開発行為に関する工事」が含まれているのは、開発行為を行う場合は、一般的に開発区域外の工事を同時に行うことが少なくなく、これらの工事により開発区域外に新たに公共施設が設置されることがあるからです。

（2）協議の相手方

- ① 当該公共施設の存する市町村長（公共施設は原則として市町村の管理に属するものとする）
- ② 他の法律（道路法・河川法等）に基づき管理者が当然に定まる場合、その管理者

3 同意・協議の観点（第 3 項）

第 1 項及び第 2 項の規定による公共施設管理者等の同意・協議は、開発行為に関係がある公共施設及び開発行為により新設される公共施設の管理の適正等を期する観点から行うものとします。

<参照審査基準>

- 福岡県「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準」p.7～8 § 1－4 公共施設管理者の同意・協議